

太陽光発電屋根貸し事業について

1. 目的

小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会の検討を踏まえ、市では、公共施設の屋根等を太陽光発電設備の設置を条件に民間事業者に貸し出す事業を行う。事業者により固定価格買取制度を活用した発電事業を行わせ、併せて災害時等に電力が供給できるような機能を持たせることにより、再生可能エネルギーを活用した防災機能の充実など地域への貢献を図ることを目的とする。

2. 使用者

公募型プロポーザル方式により決定

3. 使用料

事業者の提案する額

理由：太陽光を含む再生可能エネルギー導入促進のための政策的な施策。
昼間の停電時のバックアップ電源としての機能、防災機能の充実。
市民参加、地域貢献の在り方など事業者から幅広い提案を期待。

4. 使用期間

最大 25 年間（売電期間 20 年＋設置・撤去期間）

5. 主な条件

- (1) 市内に本社を置く法人対象
- (2) 固定価格買取制度を活用
- (3) 停電時などの非常時の電力無償供給

6. 事業スケジュール

- ①使用者公募：平成 25 年 2 月中旬
- ②使用者決定：平成 25 年 4 月
- ③使用許可、太陽光設置工事・発電開始：平成 25 年 5 月以降

7. 実施予定施設

- (1) 小学校 2 校を含む 5 か所

【選定の考え方】

- 津波避難施設は除く。
- 建物の構造上、安全性が確保できない可能性のあるものは除く。
- 現状、屋上防水の施工状態が悪く、設置に適さないものは除く。
- 設置は屋上フェンスの外とし、設置可能面積が狭いものは除く。